

「ケアプランセンター明月」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人が開設するケアプランセンター明月（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護支援事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンター明月
- 二 所在地 渋川市伊香保町伊香保525-202

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員・介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 介護支援専門員 3人（常勤職員3人・内1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

主任介護支援専門員及び、介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の会議室とする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、渋川市・前橋市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化の推進）

第11条 事業所は身体的拘束の更なる適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の覗き、身体的拘束等を行ってはならない事とする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての重要事項）

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月3日から施行する。

この規程は、平成27年8月16日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月16日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年7月15日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月8日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月15日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。